

## 松川町 町有地一般競争入札参加要領

松川町の町有地を下記のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)により売却します。参加を希望される方は、この要領をよく読み、各事項をご承認の上、入札に参加してください。

### 記

#### 1. 一般競争入札物件

物件	所在地番	地目	地積	建蔽率	最低売却価格
1	松川町生田 732 番地 1 (旧生田診療所跡地)	宅地	521.16 m <sup>2</sup> ( 157.65 坪)	建蔽率 60% 容積率 100%	2,434,000 円
2	松川町生田 740 番地 11 (旧生田駐在所跡地)	宅地	276.72 m <sup>2</sup> ( 83.70 坪)	建蔽率 60% 容積率 100%	1,348,000 円

#### 2. 入札参加の資格及び条件

- (1) 一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から同項第 6 号までの規定に該当する者
- (3) 集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の構成員等
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、公正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 町税を滞納している者
- (6) その他町長が不相当と認めた者

#### 3. 入札日時および開札

- (1) 日時 令和 5 年 3 月 13 日(月) 午前 10 時～  
入札受付時間 : 入札開始時刻の 10 分前から行います。
- (2) 場所 松川町役場 2 階 中会議室

※入札受付時間内に受付を済ませていただかないと、入札に参加できません。

(入札参加者以外の方は、入札会場への入場はできません。)

※入札開始時刻になりましたら入札会場を閉鎖し、それ以降の入場は認められません。

- (3) 入札当日にお持ちいただくもの
  - (ア) 入札参加承認書(様式第3号)
  - (イ) 入札書(様式第4号)
  - (ウ) 委任状(様式第5号)(代理人による参加の場合)
  - (エ) 印鑑(代理人による場合は、委任状の「代理人使用印」欄に押印した印鑑)
  - (オ) 筆記用具(黒の万年筆かボールペン)
- (4) 入札にあたっての留意事項
  - (ア) 入札書は所定の用紙(同封のもの)を使用してください。入札を代理人に行わせる場合は、入札書に代理人使用印(委任状の代理人使用印欄に押印されている印)を押してください。
  - (イ) 金額を記入するときは、アラビア数字(1、2、3、……)の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
  - (ウ) 入札書は当日、係員の指示に従い、入札会場にて入札受付箱へ入れてください。
  - (エ) 提出された入札書は、理由のいかんに関わらず、引換え、変更または取り消しを行うことはできません。
  - (オ) 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
  - (カ) 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により入札が公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、または入札の執行を延期もしくは中止することがあります。
  - (キ) 災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札執行を延期または中止することがあります。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は無効とします
  - (ア) 入札に参加する資格のない者の入札または委任状の提出をしない代理人の入札
  - (イ) 指定時刻までに提出しなかった提出しなかった入札
  - (ウ) 入札書に入札金額、入札物件(物件番号・所在地)の表示、記名、押印のないもの及び不明確な入札
  - (エ) 入札金額を訂正した入札
  - (オ) 所定の入札書を用いていない入札
  - (カ) 予定価格に達しない金額での入札
  - (キ) 入札者またはその代理人が同一物件に対し、2通以上の入札書を提出した者の入札
  - (ク) 談合その他不正な行為があったと認められる者の入札
  - (ケ) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者の入札
  - (コ) 郵送、FAX、メールによる入札書

#### 4. 落札者の決定等

- (1) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。
- (2) 本町が定める予定価格以上で、最高価格の入札を行った者を落札者とします。
- (3) 落札者となる同価格の入札者が 2 者以上の場合は、直ちにくじによって落札者を決定します。くじを引かないときは、入札に係る権利を放棄したものとします。
- (4) 落札者は、その権利を他者に譲り渡すことはできません。
- (5) 町のホームページ上において、入札参加者数、落札価格を公表します。

#### 5. 落札者への通知

落札者に対しては、後日速やかに普通財産売払決定通知書を交付します。

#### 6. 普通財産売買契約の締結

- (1) 普通財産売買契約の締結は、土地売買契約書により行います。
- (2) 落札者は、売払い決定日から 30 日以内に契約を締結してください。
- (3) 契約者は、契約締結の日から 60 日以内に町の指定金融機関に代金を一括納入してください。ただし、60 日目が土日、祝日の場合はその直前の平日まで繰上げとします。
- (4) 契約書に貼付する印紙代等の契約に必要な費用は落札者のご負担となります。

#### 7. 普通財産の登記及び引渡し

- (1) 町は、契約者から普通財産売買代金が完納されたことを確認次第、町で所有権移転の登記嘱託を行います。ただし、登記申請に必要となる登録免許税はご負担いただきます。また、所有権移転後の公租公課等は落札者のご負担となります。
- (2) 町有地は、所有権移転登記完了後、「登記済証書」とともに、現状有姿でお引渡しいたします。
- (3) 建築に係る擁壁、下水道の汚水柵の位置変更、上水道の引込み等に係る工事費は全て自己負担となります。
- (4) この要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治施行令、松川町財務規則、松川町普通財産処分事務取扱要綱の定めによるものとします。

その他ご不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

松川町役場 総務課 財政係

電話 0265-36-7021(直通)

FAX 0265-36-5091